

新潟県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する規定

新潟県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の項中、「被保険者証」を「資格確認書」に改め、第5の項中「被保険者証の」を「資格確認書の」に改め、「被保険者証」を「資格確認書の」と改める。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程

新旧対照表

改正後	現行
別表（第 6 条関係） 第 1 局長の専決事項 （1）～（23）（略） 第 2 次長の専決事項 （1）～（7）（略） （8）<u>資格確認書</u>の更新に関すること（重要なもの）。 （9）<u>資格確認書</u>の返還命令に関すること。 （10）～（15）（略） 第 3 各課長共通専決事項 （1）～（7）（略） 第 4 総務課長の専決事項 （1）～（6）（略） 第 5 業務課長の専決事項 （1）～（5）（略） （6）<u>資格確認書</u>の更新に関すること。 （7）<u>資格確認書</u>の再交付に関すること。 （8）～（13）（略）	別表（第 6 条関係） 第 1 局長の専決事項 （1）から（23）（略） 第 2 次長の専決事項 （1）～（7）（略） （8）<u>被保険者証</u>の更新に関すること（重要なもの）。 （9）<u>被保険者証</u>の返還命令に関すること。 （10）～（15）（略） 第 3 各課長共通専決事項 （1）～（7）（略） 第 4 総務課長の専決事項 （1）～（6）（略） 第 5 業務課長の専決事項 （1）～（5）（略） （6）<u>被保険者証</u>の更新に関すること。 （7）<u>被保険者証</u>再交付に関すること。 （8）～（13）（略）

附 則

この規定は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。